

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

久富電設株式会社
岐阜県大垣市小野一丁目22番地1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 10 月 4 日～令和 7 年 2 月 3 日（4 ヶ月）

東海区域（岐阜県、愛知県、三重県）

3 指名停止理由

久富電設(株)の代表取締役(当時)が、令和4年2月14日、岐阜県池田町長(当時)に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう池田町長(当時)と共謀の上、池田町長(当時)から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。これらについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競売等妨害罪で起訴された。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第3号イ(贈賄)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該区域内の他の公共機関の職員 に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から <u>当該区域を対象として</u> <u>3ヵ月以上9ヵ月以内</u> 当該地域を対象として 2ヵ月以上6ヵ月以内 当該地域を対象として 1ヵ月以上3ヵ月以内